

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第75回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年11月26日（金）14：06～14：54
Web審議による開催.

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、谷川 史郎、三浦 佳子
(以上6名)

第3 出席した関係職員等

寺村信書便事業課長、櫻井信書便事業課課長補佐
事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1219～1221号】

開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第75回を開催いたします。

本日は、Web審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」については非公開にて行いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項3件でございます。諮問第1219号から1221号「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○寺村信書便事業課長 信書便事業課長の寺村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。私からは、諮問第1219号「特定信書便事業の許可」について、第1220号「信書便約款の設定の認可」について、第1221号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」の3件について御説明させていただき、これらの許認可の可否について御審議いただきたいと考えております。

それでは、各諮問事項について御説明させていただきます。まずは資料75-1を御覧ください。

まず1ページ目、これが諮問書でございます。本件は、特定信書便事業への新規参入希望者が11者ございまして、その事業の許可申請について審査した結果、いずれも民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法ですが、これに掲げる基準に適合していることから、許可することといたしたく諮問させていただくものでございます。

まず、簡単に概要を説明させていただきたいと思っております。

2ページ目からが別紙1になりますけども、3ページ目、4ページ目に、今回、新規の参入を希望して許可を申請した11者の一覧と、そのサービス提供の概要がございます。

まず、今回の申請者、実際に読み上げさせていただきますが、まず1番のアイ・リンク株式会社、2番の株式会社京浜サプライズ、3番の新安全警備保障株式会社、4番のプログレス・エム有限会社、5番の両備トランスポート株式会社、6番の北多摩運送株式会社、7番、これは個人事業者ですけども、赤帽エスエルイー、8番の株式会社技研サービス、9番の株式会社九倉、10番の株式会社明桜、そしてこれもまた個人ですけ

ども、11番の渡木軽運送となっております。

先ほど申し上げたとおり、7番の赤帽エスエルイー、11番の渡木軽運送は個人事業者であるため、資本金、出資金はございません。

次に、表の左から3列目の項目に記載しておりますのが、この11者がそれぞれ、今現在営んでいる主な事業でございます。うち7者が貨物運送業をメインとしておりまして、それ以外にも1番のアイ・リンクは電気工事業、2番の京浜サプライズは製造業、3番の新安全警備保障は警備業、あと8番の技研サービスは、ここに指定管理業と書いておりますけど、これは自治体の施設、例えば体育館とか公園等の管理の事業を行っております。ただし、こういった他の業種をメインとしている事業者におきましても、いずれにしても既に貨物運送業を営んでおります。

さらに、表の右側半分が提供サービス、提供区域等の概要でございます。まず、前提といたしまして、特定信書便事業が提供できる役務としましては、信書便法第2条第7項、こちらに第1号から第3号まで定める役務がございます。1号役務は、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務、2号役務は信書便物を引き受けてから3時間以内に配達する役務、3号役務は引受け料金が800円を下回らない高付加価値の信書便物を送達する役務と御理解いただければと思います。

この表では、提供サービスとして各申請者が提供を予定している役務について、各号ごとに丸印をつけてございます。これを見ていただくと、今回の新規で申請してきた11者全てが1号役務を提供する予定となっております。これに加えて、2号役務を提供する申請者、こちらが1番のアイ・リンク、この1社でございます。それから、3号役務を提供しようとしている申請者は2番の京浜サプライズ、4番のプロGRESS・エム、5番の両備トランスポート、7番の赤帽エスエルイー、8番の技研サービス、9番の九倉と6者でございます。

申請受理者の事業の概要は以上ですけれども、審議いただくに当たり重要となるポイントがございますので、これを引き続き説明させていただきたいと思っております。

まず、許可に当たっての審査基準ですが、信書便物の秘密の保護、信書便物の引受け、配達の方法を役務ごとに適切に定める必要がございます。

これについて役務ごとにまとめた表が5ページ、6ページというふうになっておりまして、さらに参考ですけれども、7ページに表分けに使っている提供サービスの形態の概要をつけさせていただいております。詳細の説明は割愛させていただきますが、これらの方法が各者申請の際に、あわせて提出を求められている事業計画に明確に規定されております。

続きまして、審査基準としては、事業の遂行上適切な計画を有しているかどうかの点を見る必要がございます。それにつきましては8ページを御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、今回の申請者のうち、1番のアイ・リンクは2号役務を提供する予定でございますため、信書便物が差し出されたときから3時間以内に送達することができるかどうか審査する必要がございます。

主な送達手段というのが左から4番目の列にございますけれども、こちらにありますとおり、この申請者は軽四輪を使って配達することによってございまして、さらにその右側、所

要時間となりますけれども、aの欄に引受等時間、これは引受け、区分といったものに要する時間でございますが、これに加えて、さらにb欄に実測時間がありますけれども、これは移動時間でございます。これらの合計が3時間以内に収まるかどうかということを見る必要がございます。

まず、aの引受区分の所要時間ですけれども、我々が基本的に2号役務を審査するに当たっては、1か所当たり5分でまず計上しておりまして、さらにこちらの申請によりますと、12か所を回るサービスを提供するため、5掛ける12で合計60分、まず引受けの時間を見ているところでございます。

さらにbの移動時間ですけれども、申請者において提供を予定している区域は事業者が実測で測っております。さらに、それを我々で裏づける意味もありますけれども、総務省においてもATISという、警察から寄せられた交通情報に基づく渋滞情報の提供サービスから推計して計測した時間を記載しております。これによりますと、アイ・リンク自身が推計した時間が103分、それから我々の推計予測でいっても87分となっております。

これはアイ・リンクの実測値が長めに出ておりますけれども、これは聞いたところによりますと、雨の日に計測をしたことで多少長めに出ているとのことでございまして、その点を加味してもaとbの合計値は申請者の実測値で163分、総務省の推計値で147分と3時間以内に送達可能の結果が出ております。

さらに言うと、実測したのは10月下旬ですが、申請者が予定している役務は札幌市でして、そうすると冬期だと降雪といった要素もありますので、そういった場合でも3時間以内の送達が可能かとの点も考慮に入れる必要があるのではないかと考えております。

実際に申請者に聞いたところによると、例えば冬期は、特に配送員が受け持つ箇所数とか走行距離を調整することがありまして、実際には3時間以内の送達について問題はないと考えております。

続きまして、各申請者の許可の共通審査項目になりますけれども、事業収支見積がございます。申請書とあわせて、開業当初の事業年度、それから翌事業年度の2年分を提出いただくことになっておりまして、その算出が適正かつ明確であることが審査基準となります。

そこで9ページ、10ページを見ていただきます。まず、こちらは収入の部でございますけれども、この表の右端は見込収入となっております。これは各事業者において既存の顧客に対するヒアリング、そういったことで利用の見込通数、あるいは予定している契約額、サービス単価、こういったものを考慮して算出したものでございます。

先ほども言いましたとおり、幾つかの事業者は3号役務を提供するとのことでございますので、ここの単価を見ていただくと、3号役務については、基本的にサービス料金が全て800万円を下回らない額も確認できるところでございます。

さらに、この事業見込収入を踏まえて、次に11ページ、12ページにお移りいただきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、事業収支見積は事業開始年度と翌年度の2事業年度提出いただくことになっております。その中で、収支と利益といったものをこちらにまとめてございます。

先ほど御説明した信書便事業収入は、それぞれの申請者の事業開始の翌年度、すなわちフルで1年事業を行う2年目のものと一致しております。ですので、初年度はフルで1年ないので少ないですけども、2年目の翌年度と書いてあるところが、先ほどの収入と合致しているものでございます。

そのさらに右側、こちらが信書便事業の支出の欄となっております。これは申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは貨物運送事業等も行っておりますので、そういったいわゆる兼業、そういった事業との収入比等の案分によって算出しております。

さらに11者のうち、業務委託を予定している事業者が2者ございます。具体的には、1番のアイ・リンク、9番の九倉でございます。こちらについては表の支出のところにその他がありますが、こちらに業務委託の費用を計上している状況でございます。

事業収入から事業支出を引いた信書便事業としての営業利益、これは表の右から2列目になりますけども、こちらは全者、初年度、翌年度共に信書便事業単独で黒字になるとの推計になってございます。そのため、事業収支には特段の問題はなく妥当なもの判断させていただいております。

続きまして、もう一つ審査基準がございまして、事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であるかどうかを判断することで、資金計画を審査する必要があるとございます。こちらをまとめたのが13ページでございまして、純資産の額、信書便事業の開始に要する資金、こういったものをまとめたものでございます。

事業の開始に要する資金、これは具体的に何かと言いますと、人件費の2か月分、それから駐車場とか賃借料の1年分、こういったものを合計した金額となっております。実際にこれを見させていただいた結果、直近の決算年度においても、各者共、債務超過の状況はなくて、さらに純資産プラスとなっております。ですので、この事業始めるに当たって必要な資金については、各者共、全額自己資金による調達が可能となっております。

以上が許可の申請の概要となります。

これまでの御説明を踏まえて総務省として審査結果をまとめたのが、14ページ、15ページにまたがる別紙2となっております。

まず、1番から3番までの項番、こちらが信書便法第31条の各号に定める特定信書便事業の許可の基準となっております。これに基づき審査を行っているものでございます。

まず、項番1のその事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることですが、審査基準として、ここにも項目が3つございます。信書便物の秘密を保護するために上の2つの引受け、配達、こちらにその方法が明確に記載されていること、それから信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引受け、配達すること等を適切に行うこととしているかどうか審査することとしております。これにつきましては全ての申請者が事業計画、管理規程等において、引受け、配達の方法が明確・適切に定められており、信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことで、適当であると審査させていただいております。

さらに、先ほども言いましたが、委託を予定している事業者が2者ございます。こちらにつきましてはアイ・リンクと九倉ですけども、受託者に信書便事業者と同様に信書

便管理規程が課されているかどうか審査のポイントになりますが、これも委託契約書においてきちんと遵守義務が課されているとのことで、秘密を保護するために適切であると審査させていただいております。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした11者の事業の計画は、いずれも信書便物の秘密を保護するために適切であると判断しております。

続きまして、項番2、こちらはその事業の遂行上適切な計画を有するものであること。こちらにつきましては、まず2号役務を提供するアイ・リンクにつきましては、先ほど言いましたとおり、3時間以内の送達が可能であるかどうかの審査が必要になります。これについては先ほど説明させていただきましたが、実測、ATISの推計で可能であることを確認しております。

続きまして、事業収支見積、こちらにつきましても先ほど言いましたように対象年度は2年間を対象として、算出方法については、これも先ほど御説明させていただいた方法によって、適正かつ明確に算出されていると見ております。

次のページへいきまして、役務の内容が法に適合しているかどうかでございますが、これも事業計画等によりまして、1号役務については取扱いサイズが73センチを超えるもの、あるいは4キロを超えるもの、2号役務については3時間以内の送達が可能であること、3号役務については800円超のサービス料金となっております、法の規定に適合していることをそれぞれ事業計画で確認しているところでございます。

さらに、ここにも業務委託が出てきますが、業務委託を予定しているものについてはこれを認める要件も一応定められておりまして、これは自ら業務を実施することによって、低コストであって経済的であるといった特段の事情があること、それから原則第三者への再委託を認めない、そういったことが要件となっているわけですが、これも条件を満たすことを確認しております。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした11者は事業遂行上適切な計画を有しているので、妥当なものと考えております。

続きまして、項番3、その事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。こちらですが、これも要件が2つございます。1つ目はまず資金、こちら先ほど説明いたしましたが、特に問題はないと考えております。

続きまして、2つ目の行政庁の許可等とありますけども、こちらはいずれの申請者も国交省の貨物運送事業法、先ほども言いましたが、貨物運送も営んでいる者でございまして、こちらの法制上必要となる許可等は既に取得している。具体的に言いますと、一般貨物自動車運送事業の場合は許可が必要ですし、貨物軽自動車運送事業の場合は届出が必要とのことで、これらはもう既に手続が済んでいることを確認しております。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした11者は事業を適切に遂行する能力を有し、基準を満たしていると考えております。

また、最後の項目、こちらは信書便法第8条に当たるわけですが、こちらに欠格事由がございまして、これにも該当しないことを確認してございます。

つきましては、以上をまとめまして、各者共、信書便法に掲げる評価基準に適合していると認められたことから、全11者に対し許可することといたしたいと考えております。

次、引き続き、ほかの2件の諮問も連続して御説明させていただきたいと思います。

まず、資料75-2、諮問第1220号「信書便約款の設定の認可」について、御説明させていただきたいと思います。

こちらまず制度から御説明させていただきますが、信書便法第33条第1項において、信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされており、ただし、同法同条第3項において、総務省が定める標準約款を一字一句変えることなく約款として定める場合には、認可は不要としているところでございます。

それで、まず1ページになりますけれども、こちらが諮問書になります。今回、実は標準約款をそのまま適用しようとしている事業者が9者ございまして、それ以外に標準約款の文言をいじりたいとの事業者が2者ございます。それが京浜サプライズ、赤帽エスエルイーでございまして、こちらが先ほど言ったとおり、一字一句変えることなくのところはどうしても条件から外れてしまいますので、約款の認可が必要になるということでございます。これについて審査したところ、法に定める基準に合致することから認可したいと思っております。

概要でございますが、2ページにいただいで、別紙1、こちらが約款設定の認可の概要でございます。こちら項番が1から8、次のページで9となっておりますが、こちら信書便法の省令に当たりまして、施行規則第40条で準用する、同規則第24条第2項各号に約款の記載すべき事項を定めてございまして、それらをこちらの項番に全て当てはめているものでございます。

京浜サプライズ、赤帽エスエルイー、いずれの約款も役務の名称及び内容や引受け、配達条件、転送、還付条件等については、ほぼ標準約款と同じ内容を規定しているところでございます。

逆に言うと、標準約款と違うところはどこなのかとなりますが、この業者は、自分が提供しない役務については、標準約款に書かれている部分について自分は提供しないと関連する記載を落とすことが、まず1つございます。

さらに加えて、京浜サプライズですが、こちらは信書便の契約について、標準約款では一定の頻度があり、かつ一定期間継続して信書便物を差し出すものであることが書かれておりますが、これを具体的に数値を定めていることで、標準約款と異なる記載となっているものでございます。それ以外は全く標準約款と同じ記載であると考えていただければと思います。

その結果でございますが、4ページ、こちらは別紙2ですが、審査結果の概要でございます。

まず項番1、こちらの表の各項目として、役務の名称及び内容、引受け、配達等々ございますけれども、こちら先ほどの別紙1の各項目の事項と全く同じと考えていただければいいと思います。

先ほど申し上げたとおり、ほぼ標準約款と同一の記載でございまして、審査結果にございますように、その内容についてはいずれの者も役務の名称及び内容、引受け、配達等が適切に明確に定められていると判断してございます。

さらにもう一つございまして、5ページ、項目2とありますけれども、特定の者に対し

て不当な差別的取扱いをするものでないことが、信書便法第33条第2項第2号に定められております。これも特に約款中にそういった該当する規定がないことで、2者共、法令上の認可基準に適合していると認められることから、こちらの約款について認可したいと考えてございます。

続きまして、資料75-3になります。こちらが最後になります。こちらは諮問第1221号「信書便管理規程の設定及び変更の認可」でございます。

これは信書便法第34条で準用している同法第22条第1項の規定に、特定信書便事業者、こちらは取扱いに係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。

それで1ページの諮問書でございますが、今回許可申請者11者について信書便管理規程の認可が必要でございまして、また今回、既存の事業者でも信書便管理規程を変更したいとのことでございます。具体的には西鉄運輸株式会社ですが、こちらを変更するに当たって総務大臣の認可が必要であるため、あわせてこれらを認可いたしたく御審議いただくものでございます。

2ページの別紙1として申請の概要がございまして、まず、今回新規の事業許可申請のあった11者からの管理規程の設定の認可についてでございます。こちら2ページから3ページにかけてでございますが、これも項番が5つございまして、信書便管理者の選任及び職務等々でございます。こちらも施行規則第31条第2項に管理規程に記載すべき事項が定められておりまして、その項目ごとに規定内容を列挙したものでございます。すなわち、信書便の取扱いについての責任者であります信書便管理者の選任や職務、それから信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、事故発生時の措置、教育訓練、こういったものについて定められているものでございます。

ちなみにこの信書便管理規程につきましては、標準約款みたいなものではないのですが、総務省において記載例を公表しておりまして、全者これと同じように設定するものでございます。

次に、4ページと5ページでございます。こちらは先ほど言いましたとおり、既存の事業者である西鉄運輸が、約款変更の認可申請を行うものでございます。この変更の内容でございますが、1か所変更がございまして、

これにおいては4ページ、5ページとありますが、実際にいじっているのは、4ページ目のまさに1の(1)役職名の変更のところ、今回の変更でございます。これを見ると、もともと部長の中から信書便管理者を選任するとなっていたのですが、課長職以上の者から選任すると。本当に細かい変更ではありますけれども、そういったものでも認可が必要であるため、今回認可申請が出てきたものでございます。あとの項目について変更はございません。

それで、6ページ以降の別紙2で、審査結果の概要がございまして、まず、新たに特定信書便事業の許可申請のあった新規の11者分、こちらの審査の結果が6ページ、7ページになります。これは先ほど申し上げたとおり、今回の新規の11者の管理規程は、総務省が公表している信書便管理規程の記載例と同様のものを設定することになっておりますので、管理者の選任関係等の各項目が適切に定められているものと考えてお

ります。ですので、全ての項目が適になっているところでございます。

さらに次の8ページ、こちらは変更の認可申請の結果でございます。こちら先ほど申し上げたとおり、項目1の部分だけの変更となりますが、こちら適切に定められており、認可したいと考えているところでございます。

諮問事項としては以上ですが、最後に参考1、2という資料をつけてございます。これは何かというと、信書便事業への参入状況をまとめたものでございます。

まず、参考1ですが、今回御審議いただいて、もし事業許可が認められた場合の前提でございますけれども参入状況をまとめたものでございまして、さらに参考2は、本社の所在地の都道府県別の事業者の一覧となっております。

まず、参考1の冒頭でございますが、もし今回の審議の結果、11者を許可することが適当との答申をいただくことができれば、全部で584者となる予定でございます。また、参考2のところでは本社所在地を都道府県ごとに分類しておりますが、今回御審議をいただく該当者については赤字、それから管理規程の変更については、13ページにありますけど青字で示しております。

説明は以上でございます。それでは、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出いただけますでしょうか。

それでは、異委員、御質問どうぞお願いします。

○異委員 ありがとうございます。異でございます。

説明内容に異議はございませんけれども、1点のみ。最初の諮問事項の許可本体に関するもので、7番の赤帽エスエルイーですけれども、1号役務と3号役務の提供とのことで、資料のPDF版の5ページですと、3号役務の内容として緊急度の高い信書を送達する役務を見込んでいるとありまして、この趣旨は、2号役務ほどの3時間で届けるみたいな緊急ではないけれども、いわゆる速達のような形でサービスを提供したく、それが800円以上見込む。それで3号役務になっていると。そういうものでよろしいのか質問でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。本件に関していかがでしょうか。

○寺村信書便事業課長 さようでございます。ただ、赤帽エスエルイーがどこにあるかというと長野県でございます。配送先が愛知県とか、そちらに緊急で運ぶために、まさに速達を考えていまして、3時間以内では配送できないこともございます。ただ、特別に便を仕立ててやるとのことで、実は単価も非常に高いサービスを提供するものになっております。

○異委員 承知しました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、三浦委員、いかがでしょうか。

○三浦委員 佐々木分科会長ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

御説明いただいたもので、様々な基準を満たして許可をすることなのですが、許可申請をして今回認められた以降のことについて教えていただけませんか。という

のは、1回オーケーを出したら、永遠にそれはもうこのまま実施してよいですよとなるのでしょうか。

どうしてこのような質問をするかと申しますと、民間企業さんですから、様々な業績の低下があったり、は配達するには、人員不足が、配送業で言われておりますけれども、例えば、運ぶ人がすごく減ったとか、確保できないとか、消費者にとっての不具合というか、不利益が生じそうであるにもかかわらず、一度許可したら永遠にそこはオーケーなのか、許可後のチェックのようなシステムがあるのかどうかをお教えいただいでよろしいでしょうか。

○佐々木分科会長 それでは、総務省よろしくお願いたします。

○寺村信書便事業課長 ありがとうございます。まず、許可を受けてからある一定期間を置いて、新規事業を始めたことに関する事業の報告をいただいております。さらにそれだけではなくて、定期的に各事業の報告を所管する地方局である総合通信局に事業報告を出しております。

ただ、一方で、例えば3号役務とか、分かりやすい例ですと、例えば冠婚葬祭のとき電報みたいな形でメッセージ、台紙の代わりにぬいぐるみをつけるとか、そういった形の付加価値をつけている事業者がごございます。こういったところは、新型コロナの御時世でどうしてもそういったイベントが減ってしまっていて、通数が少なくなっているところもあります。

許可を取った後、廃業することになった場合には、事後報告でありますけれども、30日以内に届出をすることになっております。

○三浦委員 30日ってすごく長いですね。その間に何か大事なものが届けられないままになっちゃうとか、ほかに誰かがその部分をカバーしてくださるとかできないのではないかと思うのですけれど、そういうのは心配し過ぎなのでしょうか。

○寺村信書便事業課長 実際に廃業してから30日以内の届出なので。

○三浦委員 決まったルールがありますよね。

○寺村信書便事業課長 廃業を決めて、配達の引受けをやめてから30日以内の届出となっておりますので、実際に引き受けで配達するまで事業をやっていただいております。それが終わって、もうこれで成り立たないということであれば、そこで廃業の届出を出してもらおうということになります。

毎年何件かは、そういった形で事業が成り立たない、あるいはほかの信書便事業者と合併するとか、そういった形で事業を継続するなり、廃業という形の事業者というのは何者かいることは事実でございます。

○三浦委員 ありがとうございます。しつこくて申し訳ないのですが、罰則規定はどうなっておりますか。何で私はこんなことにこだわるかというと、新規参入者は入るときには良いことを言って頑張るのですが、ほかの行政関連でも実は許可さえ取ってしまえばその後は手を抜くところもあって、消費者トラブルが起こったりいろいろな場面が現実にあるものですから、ちょっとそういう懸念があって、しつこく聞いて申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。

○寺村信書便事業課長 事業の休止あるいは廃止の届出をしなかった場合には罰則規定がございまして、対象条文の提示は少々お待ち願います。

○三浦委員 お時間上お探しが大変でしたら、後でも構いません。罰則がないと、緩いのでどんどん入ってきて、知らない間にいろんなことが起こってしまう現実があるので、そこは大丈夫ですねという確認をさせていただきたいだけでございます。

○寺村信書便事業課長 対象条文ですが、廃業するに当たって届出をしなかった場合には、50万円以下の過料となっております。それ以外にも毎年事業報告をしていますので、そこで実態としてやっているかどうかは、年に1回ではありますけども、我々としても把握する立場にございます。そこでもしも本当にやってなくて、さらに廃業しているにもかかわらず届出してないといえますと、そういった過料という措置もございますので、ある程度の担保はできているのではないかと考えております

○三浦委員 お答えありがとうございます。以上です。

○佐々木分科会長 つづきまして、実績委員、よろしくお願いいたします。

○実績委員 質問とあとコメントというか、お伺いしたいことがありまして、私、事業許可について審査に参加するのは初めてなので、その辺りから少し教えていただきたいと思えます。

まず、1点目の2号役務の3時間以内という御判断のところに、様々なデータを用いてやられておられてよく分かったのですが、訪問先1件当たり5分というのは了解するのですけれども、集めた場合に差し立て区分というか、大量に集めたときに行き先に区分する時間が必要だと思うのですが、その辺りを全く見込まないままに3時間以内と審査するのはどのようなお考えなのか。つまり大量に集まったときに、AさんからBさん、AさんからCさん、BさんからCさん、様々なものが集まってくると思うのですけれども、そうした事務処理の時間はどの程度見込んでおられるのかが質問の1つ目です。

それから2つ目が、事業収支のところ、例えば [REDACTED]、ほかの本業が多分大きなものがあって、信書便事業は事業全体の一部であると想定されるのですけれども、その場合、許可の基準の3号の事業の遂行上適切な計画を有するところの中に、本業がこけた場合に信書便事業も一緒にこけることになる可能性が高いと思うのですが、そうした本業部分の審査はどの程度見られておられるかが2点目。

それから3点目ですけど、11番目の渡木軽運送さんは貨物運送業とのことですが、ほかの事業は多分やっておられなくて、しかも前年度ゼロ万円ということは、来年4月から開業されるようではございますけれども、[REDACTED]何か特別な事情がおありの事業者なのか、その3点お伺いできればと思えます。

○佐々木分科会長 それでは、御説明お願いいたします。

○寺村信書便事業課長 まず、最初の3時間ですが、資料75-1の別紙1の3ページ目、こちらのアイ・リンクを見ていただきたいのですが、こちらに提供サービスの概要がございまして、行政機関を巡回する役務を2号役務で見込んでおります。

行政機関とは具体的に何か、これは不特定多数のところに配達するのではなく、札幌市役所の幾つかの部署、もう既に決まっているところに配達することにして、そちらへの急送を考えております。実際には宛先がなくて、それほど区分は大変ではない実態があるとのことでございます。

それから、2番目は本業の部分について審査しているのかとのことですが、それも先ほど言いましたとおり、実は貨物運送業を営んでおり、国交省の許可あるいは届出がありまして、そちらもこの信書便事業者とほぼ同じような立て付けになってございまして、毎年いろいろとチェックがかかっている、あるいは許可にあたり、いろいろ審査していることがありまして、国交省の地方局がメインになって受け付けはしているわけですが、我々も地方局と連携を取りつつ、情報交換して判断しているところでございます。

3つ目が渡木軽運送ですけども、こちらについては、担当の補佐から説明させていただきます。

○櫻井信書便事業課課長補佐 信書便事業課の櫻井と申します。渡木軽運送ですが、貨物運送業につきまして、御指摘のとおり、売上げは前年度ゼロとなっております。

信書便事業の許可を受けた際には、令和4年4月1日から信書便事業を開始することとしておりますが、その際にはその業務をやめまして、信書便事業に特化して事業を成すと聞いております。

○実積委員 ありがとうございます。感想ですけども、今回の1点目の3時間以内の判断で、アイ・リンクさんは北海道の市役所で集められるので、1件当たり5分と見ておけば十分であることは理解いたしました。ただ、今後、不特定多数のところから不特定多数に配るような形のものになると、1件5分では少し不安だなと感想を持ったのが1点。

それから、渡木軽運送の場合は、今やっているものをやめて、新しく信書便事業一本でやられるとのことなので、先ほどの御質問ではないですけども、今後の事業報告は結構注意して見られたほういいかなどの感想を持ちました。

○寺村信書便事業課長 ありがとうございます。その辺についてはちゃんとチェックしたいと思います。

あと、不特定多数から不特定多数の2号役務になると、大体バイク便などになるのですが、その際はもう少し営業範囲が狭くなる可能性もあるので、営業範囲など、その辺を考えて3時間のところをどのように見ていくかになるかなと思います。

○実積委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほかに質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにありませんようでしたら、諮問第1219号から1221号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することにいたします。

本日の審議は以上で終了です。委員の皆様から全体を通して何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

○事務局(福田) 事務局でございます。次回の郵政行政分科会ですけども、別途御

連絡を差し上げますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

閉 会